



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成31年3月5日(火) 第9679号

目次

ページ

規 則

- 群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則(廃棄物・リサイクル課) 2

告 示

- 道路の区域変更(道路管理課) 3

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(県民生活課) 3
- 土地改良事業の換地処分(農村整備課) 3

## ■ 規 則

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月五日

群馬県知事 大澤 正明

## 群馬県規則第四号

## 群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成二十五年群馬県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一「スロー・ニージククロエチレン」の項中「スロー・ニージククロエチレン」を「一・ニージククロエチレン」に、「日本工業規格」を「シス体にあつては日本工業規格」に改め、「方法」の下に、「フランス体にあつては日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法」を加える。

別表第三有機燐の項中「三十一・一」を「K〇一〇二の三十一・一」に改め、同表「スロー・ニージククロエチレン」の項中「スロー・ニージククロエチレン」を「一・ニージククロエチレン」に、「日本工業規格」を「シス体にあつては日本工業規格」に改め、「方法」の下に、「フランス体にあつては日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法」を加える。

別記様式第十一号及び別記様式第二十一号中「スロー・ニージククロエチレン」を「J・ニージククロエチレン」に改める。

## 附 則

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に行った群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第十条第四項の土壌検査、同規則第十六条第一項の特定事業区域内土壌検査及び同規則第十七条第一項において読み替えて準用する同規則第十六条第一項の水質検査については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

## ■ 告 示

### ◎群馬県告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月5日

群馬県知事 大澤 正 明

| 道路の種類 | 路線名     | 区 間                                  | 変更の前後別 | 敷地の幅員<br>メートル         | 延 長<br>メートル    |
|-------|---------|--------------------------------------|--------|-----------------------|----------------|
| 県道    | 高崎神流秩父線 | 高崎市寺尾町字片羽46番の1地先から同市同字長坂下1230番の3地先まで | 前      | 8.5～37.9<br>23.4～39.4 | 642.6<br>897.9 |
|       |         |                                      | 後      | 23.4～39.4             | 897.9          |

## ■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成31年3月5日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成31年2月21日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人BalletNoah
- 3 代表者の氏名 真下淑恵
- 4 主たる事務所の所在地 高崎市上中居町563番地2
- 5 定款に記載された目的 この法人は、バレエ等ダンス全般に関する活動を行い、国際交流の推進及び芸術等の振興を図り、青少年の情操教育の健全な育成に寄与する事を目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により県営境小此木土地改良事業の換地処分を平成31年2月20日に行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成31年3月5日

群馬県知事 大澤 正 明

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---